

平成 2 7 年 2 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 7 年 2 月 9 日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会



## 平成27年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成27年2月9日（月）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 請願第 1号 後期高齢者医療制度に関する請願書
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議案第 1号 平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計  
補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 2号 平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計  
補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護  
審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨  
時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関す  
る条例の一部を改正する条例について

- 日程第 14 議案第 9 号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更  
及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 15 議案第 10号 平成 2 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計  
予算
- 日程第 16 議案第 11号 平成 2 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計  
予算
- 日程第 17 議案第 12号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任  
につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 18 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 18 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙  
まで

出席議員 (28名)

1番	山本宏一君	2番	松本哲郎君
3番	黒原章至君	4番	松本健一君
5番	中谷桂三君	6番	松本隆史君
7番	松下泰子君	8番	福田讓君
9番	榎本喜之君	11番	上北よしえ君
12番	東芝弘明君	13番	梅下友楠君
14番	所順子君	16番	中谷智代治君
17番	湊正剛君	19番	清水正巳君
20番	上野諭君	21番	堀口晴生君
22番	田中昭彦君	23番	小畑貞夫君
24番	岡谷裕計君	25番	奥田誠君
26番	岡本克敏君	27番	森本隆夫君
28番	三原勝利君	29番	尾崎やよい君
30番	福村尚君	31番	沼谷美次君

欠席議員 (1名)

15番	松本典久君	18番	中西満寿美君
-----	-------	-----	--------

欠員 (1名)

10番

説明のための出席者

広域連合長	田岡実千年君	副広域連合長	真砂充敏君
副広域連合長	奥田貢君	副広域連合長	中山正隆君
事務局次長		事務局次長	
事務局長	高橋久晴君	業務課長	伊都勇次君
		事務取扱	
事務局次長	橋本勝志君	総務課長	一岡真成君
総務課長補佐	山澤研一君	業務課長補佐	上西敏文君
業務課長補佐	北谷寿崇君	業務課長補佐	海堀邦光君
主査	池田正樹君		

事務局職員出席者

書記長	森本光	書記	中田真弘
-----	-----	----	------

午後 1 時 30 分 開議

○議長 ただいまから平成 27 年 2 月 9 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員にかつらぎ町の東芝弘明君、北山村の福村尚君、御坊市の松本隆史君が選出されました。

仮議席は、ただ今御着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため、発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 皆さんこんにちは。

広域連合長新宮市長の田岡でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また平素は本広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。さて本県では、今年の 9 月末から 10 月末まで、「第 70 回国民体育大会及び第 15 回全国障害者スポーツ大会」が開催されます。

県内各市町村では、開催に向けて競技会場やその周辺整備を初め、県外から参加する選手や応援の皆さんの受け入れへの準備が盛んに行われていることと存じます。

この大会により、県内のスポーツの振興はもとより、活力に満ちたふるさとづくり、健康づくりを進め、和歌山の魅力を全国に積極的に発信するためにも、県民あげて大会を成功に導くことが重要であります。

さて、後期高齢者医療でございますが、本広域連合の昨年 12 月末の被保険者数は 14 万 9,557 人ございました。私どもは後期高齢者の医療を預かる保険者として、構成 30 市町村のご協力を頂きながら、被保険者の方々を初め住民の皆さまに分かりやすく、利用しやすい制度運営を目指して日々の業務を進めております。

現在、国では今後迎える超高齢社会を見据え、持続可能な社会保障制度の構築を目指し

て様々な医療保険制度改革施策を進めようとしています。

この中にあって、私ども保険者におきましては、全国広域連合長会議や担当者会議などあらゆる機会を通じて、国民並びに地方公共団体の負担軽減、制度運営に必要な財政支援など最大限の配慮を要望しているところでございます。議員の皆様にもお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本2月定例会では、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算、平成27年度一般会計予算及び特別会計予算、条例改正等の諸議案を上程させていただいております。議員の皆様におかれましては、なにとぞ慎重審議のうえ、ご賛同を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において5番中谷桂三君、及び17番湊正剛君を指名します。

次に、日程第3「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

○議長 次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成27年1月22日付、和広第329号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成26年7月25日付、和広監第5号、同年8月26日付、和広監第7号、同年9月17日付、和広監第8号、同年10月22日付、和広監第9号、同年11月18日付、和広監第10号、同年12月25日付、和広監第11号、平成27年1月27日付、和広監第12号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願書」を議題



とします。紹介議員の趣旨説明を求めます。

12 番、東芝弘明君。

[12 番 東芝弘明君 登壇]

○東芝議員 請願第 1 号、後期高齢者医療制度に関する請願について、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。請願者は和歌山市湊通丁南 1 丁目 1 の 3 名城ビル 2 階、和歌山県社会保障推進協議会、代表幹事龍神弘幸ほか 4 名の方でございます。では本文を読み上げることを中心に趣旨の説明をさせていただきます。請願書をご覧ください。

後期高齢者医療制度に関する請願書、請願趣旨 1、後期高齢者の保険料軽減特例を継続するよう、政府に意見書を提出してください。請願理由、政府は、年明け早々に開かれた社会保障審議会医療保険部会において、医療制度改革骨子案を発表しました。その中には、後期高齢者医療制度について、保険料軽減特例について段階的に縮小し、平成 29 年度には廃止することを盛り込んでいます。厚労省の資料によると、この影響を受ける高齢者は 865 万人にも及びます。8.5 割軽減を受けていた人の保険料は 2 倍に、9 割軽減の人は 3 倍になります。扶養家族だった人で後期高齢者医療制度に移った人は 5～10 倍もの負担増が強いられます。ご承知の通り、年金生活者にとっては、年金額が減額され、4 月からはマクロ経済スライド制度がはじめて適用される予定で、物価の上昇や消費税負担増に追いつかない年金が一層目減りします。さらに 4 月からは介護保険料の値上げが予測され高齢者の暮らしは苦しくなるばかりです。保険料軽減特例については、後期高齢者医療制度が「いのち」に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとの批判がある中で、措置されてきたものです。政府が後期高齢者医療制度を存続させる方針を打ち出す一方で、保険料の大幅な引き上げにつながる保険料軽減特例の廃止は納得できません。私たちは後期高齢者の保険料軽減特例については継続するよう、政府に意見書を提出するよう請願します。貴職が高齢者のくらしと心情に寄り添い、取り計られるようお願い致します。

若干、補足説明をさせていただきます。今回の特例軽減廃止に対し、全国老人クラブ連合会は、後期高齢者医療の特例は恒久的措置になっているといい、日本看護協会は経済的格差による受診抑制を招くといっています。存続を求め、切実な声をあげているということです。全国の保険料の滞納者は現在 2 万 3,000 人、特例廃止によって普通徴収に変わる人が出現し、負担増とともに徴収の困難も増加します。特例軽減があつて初めて後期高齢者医療制度は維持できるといっても過言ではありません。以上をもって趣旨説明とさせていただきます。この請願が、積極的に審議し、採択され、意見書が提出され

るようお願い申し上げます。なお、当局の提案議案ではありませんので、自由に質疑が行われます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で、説明が終わりました。

ただいま議題となっている、日程第4、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」の質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 ないようですので質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 ないようですので討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。これより、請願第1号を採決します。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決しました。

次に、日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第17、議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」までの13件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要を一括してご説明いたします。

まず、承認第1号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について専決処分したものでございます。

次に、議案第1号・議案第2号につきましては、平成26年度補正予算関係でございます。

一般会計におきまして7,578万8,000円、特別会計におきまして7,674万5,000円を、それぞれ減額補正するものでございます。

続きまして、条例改正及び規約改正の関係でございます。

議案第3号は「情報公開条例」、議案第4号は「情報公開・個人情報保護審査会条例」、

議案第 5 号は「行政手続条例」のそれぞれ一部を改正する条例で、いずれも関係法令の改正にともなう所要の改正を行うものでございます。

議案第 6 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、人事院勧告にともなう給料表及び手当の改正でございます。

議案第 7 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」および、議案第 8 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、保険料の特例軽減措置の継続にともない所要の改正を行うものでございます。

議案第 9 号「和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更」につきましては、串本町古座川町衛生施設事務組合の加入にあたり、関係自治体議会の議決を要するものでございます。

続きまして、議案第 10 号・議案第 11 号は、平成 27 年度当初予算関係でございます。平成 27 年度の予算規模は、一般会計で 20 億 5,777 万円、特別会計で 1,328 億 2,584 万 1,000 円でございます。

議案第 12 号につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員である中村正委員の任期が、本年 3 月 29 日をもって満了となりますので、同氏を再度、公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

中村正氏の履歴につきましては、118 ページをお開き願います。

住所は、岩出市西国分 342 番地、生年月日は昭和 20 年 7 月 22 日、満 69 歳でございます。現在、和歌山県国民健康保険団体連合会常務理事であります。

同氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有しており、公平委員会委員として適任であると考えます。何卒、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 事務局長の高橋でございます。

それでは補足説明をさせていただきます。

まず議案書の 1 ページをお開きください。

承認第1号は、平成26年8月7日の人事院勧告に伴い、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容は、民間給与との格差を解消するため、通勤手当、勤勉手当、行政職給料表について、引き上げの改定を行うものであります。通勤手当、行政職給料表については平成26年4月1日から、勤勉手当は同年12月1日から適用してございます。

次に、議案第1号及び第2号の「平成26年度補正予算関係」についてご説明いたします。

議案書の20ページをお開き願います。

議案第1号は、平成26年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,578万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を19億5,686万7,000円とするものであります。

予算の内容については、21ページに款・項ごとに計上してございますが、事項別明細書により、目ごとにご説明させていただきます。

それでは、23ページをお願いします。歳入でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 民生費国庫補助金 7,578万8,000円の減額は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付決定に伴う補正でございます。

続きまして歳出でございます。

第3款 民生費、第1項 老人福祉費、第1目 後期高齢者医療費 7,578万8,000円の減額は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の減額に伴う後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金の補正でございます。

次に議案第2号、平成26年度特別会計補正予算（第2号）でございます。

26ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,674万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1,346億8,731万7,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、27ページに款・項ごとに計上してございますが、事項別明細書により、目ごとにご説明させていただきます。

30ページをお願いします。歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金 4,120万4,000

円の減額は、保険基盤安定制度負担金の確定によるものでございます。

第7款 繰入金、第1項 繰入金、第2目 基金繰入金 3,554万1,000円の減額は、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金の減額であります。保険料不足分の見込による減額となっております。

31ページをお願いします。歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 1,252万3,000円の減額の内訳は、作業委託料など、委託料が3,077万8,000円の減額、償還金利子及び割引料は、国庫支出金等返還金で1,825万5,000円の増額となっております。

国庫支出金等返還金は、国庫、および県支出金の返還金であります。そのうち、高額医療費負担金の返還金 1,377万4,236円については、会計検査院の指摘による返還金であります。返還の原因としましては、全国的に発生したものでございますが、負担金の対象額を算出する標準システムのデータに重複が生じていたものでございます。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第3目 審査支払手数料 8,000万円の減額は、審査支払手数料の契約単価の変更によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2款 保険給付費、第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費 2,500万円の減額は、決算の見込みによる補正でございます。

次の第2目 高額介護合算療養費 2,500万円の増額も、同じく決算見込みによる補正でございます。

第2款 保険給付費、第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費 1,500万円の減額は、現在までの支給実績に基づく見込みによる補正でございます。

第9款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費 3,077万8,000円の増額は、市町村からの事務費分賦金に係る剰余額の見込みによる補正でございます。

続きまして、条例改正関係でございます。

33ページをお願いします。

議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」につきましては、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行されるのに伴う改正であります。内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。

35ページをお開き願います。

第7条 第2号 ウ におきまして、現行の「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に

改正しております。これは、「特定独立行政法人」が廃止され、「行政執行法人」が新たに設けられることに対応した改正であります。

平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に 37 ページをお開き願います。

議案第 4 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」についてでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

39 ページをお開き願います。

改正案の第 1 条におきまして、設置の目的に「番号法による特定個人情報の適正な取扱いの確保」を追加し、第 3 条では、所掌事務に「番号法に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関すること」を追加しております。

今後、広域連合が特定個人情報ファイルを取扱うにあたりまして、作成が必要となります特定個人情報保護評価について、情報公開・個人情報保護審査会が第三者としての点検を行うことができるように所要の改正を行うものであります。

平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に 41 ページをお開き願います。

議案第 5 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」につきましては、「行政手続法の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されるのに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。

45 ページをお開き願います。

いずれも行政手続法において新たに追加された内容でございます。

改正案の第 33 条第 2 項は、行政指導に際して相手方に示さなければならない事項を規定しております。

第 34 条の 2 は、行政指導の中止の求めに関する事項の追加であります。

46 ページをお開き願います。

第 34 条の 3 は、処分の求めに関する規定の追加であります。

行政手続法では、地方公共団体の機関がする処分のうち、その根拠となる規定が条例又は規則に定められているもの、地方公共団体がする行政指導、地方公共団体の機関に対する届出、命令等を定める行為に関する手続きについては、行政手続法の適用が除外されておりますが、法律の趣旨にのっとり、同様の措置を講ずるため、行政手続条例の一

部を改正するものであります。

平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に 49 ページをお開き願います。

議案第 6 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

内容は平成 26 年 8 月 7 日の人事院勧告におきまして、平成 27 年 4 月 1 日に実施とされたものでございます。新旧対照表にてご説明させていただきます。

56 ページをお開き願います。

地域手当につきまして、第 13 条 第 2 項において、現行の 100 分の 3 が改正案では 100 分の 6 になっております。実際の変更は段階的に行うこととなりますので、平成 27 年度は 100 分の 4 となります。

次に単身赴任手当につきましては、第 16 条 第 2 項に、現行の月額 2 万 3,000 円が 3 万円に、また、距離による加算額は上限額が現行の 4 万 5,000 円が 7 万円になっております。

管理職員特別勤務手当につきましては、第 20 条 第 2 項におきまして、週休日以外の日に係る支給要件が追加となっております。

57 ページをお願いします。

次の第 3 項 第 2 号におきまして、その支給額は 6,000 円を超えない範囲となっております。

勤勉手当につきましては、第 24 条 第 2 項で、現行の 100 分の 82.5 が 100 分の 75 になっております。

58 ページをお開き願います。

行政職給料表の改正につきましては、民間賃金の低い地域の実情及び 50 歳台後半の官民格差等を反映した見直しであります。平均で 2 パーセントの引下げとなっておりますが、激変緩和措置として、附則において、3 年間、現給保障となっております。

つぎに議案第 7 号と議案第 8 号を一括してご説明申し上げます。

65 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、国の財源措置の延長に伴う保険料特例軽減措置の延長に関し、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、67 ページの新旧対照表をご覧ください。

第6条は、平成27年度においても、国が現行と同様の保険料特例軽減に係る財源を予算措置したことに伴い、当該基金を処分することができる要件を定めるものでございます。

まず第1号は、平成27年度における被用者保険の被扶養者であった方に係る軽減を、要件に追加するものであります。

次に第6号は、平成27年度における所得の低い方に係る8.5割軽減を要件に追加するものであります。

続きまして、附則第2条は、当該条例の失効期日を、平成28年3月31日まで1年間延長するものでございます。

69ページをお開き願います。

議案第8号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

議案第7号でご説明いたしました、国の財源措置延長に伴う、保険料特例軽減措置の継続に関し、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、新旧対照表にてご説明いたします。

71ページをお開き願います。

附則第28条において、被用者保険の被扶養者であった方に係る均等割額の9割軽減を、附則第29条においては、所得の低い方に係る均等割8.5割軽減を実施するための規定を定めるとともに、附則第25条において、平成27年度における賦課総額の算定に、これらの特例軽減を適用することについて規定するものでございます。

次に73ページをお開き願います。

議案第9号「和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更」につきましては、「串本町古座川町衛生施設事務組合」を平成27年4月1日付で加入させるため、和歌山県市町村総合事務組合規約の一部変更について、関係自治体であります本広域連合の議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第10号、第11号「平成27年度当初予算関係」についてご説明申し上げます。

議案書の78ページをお開き願います。

議案第10号は「平成27年度一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億5,777万円と定めるとともに、一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。



予算の内容につきましては、79 ページ及び 80 ページの「第 1 表歳入歳出予算」に、款・項ごとに計上しておりますが、「歳入歳出 事項別明細書」によりましてご説明させていただきます。

81 ページをお願いいたします。

「歳入歳出予算事項別明細書 1 総括」の歳入でございます。

予算の概略であります。歳入合計は、前年度比較で、2,898 万 8,000 円の増額となっております。

増額の主な要因は、第 2 款 国庫支出金におきまして、保険料軽減措置の拡充に係る国の交付金であります高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の増加、及び、その交付金を一度、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立てましてから繰入れますところの、第 4 款 繰入金の増加によるものでございます。

82 ページをお開き願います。歳出でございます。

歳出の増額も歳入と同様の理由でございます。

第 3 款 民生費の増額は、ただいま歳入でご説明いたしました交付金を積立てする「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」及び、その基金を一度繰入れましてから、第 5 款 諸支出金から特別会計に繰出しする繰出金の増加となっております。

それでは、予算の詳細について、目ごとに説明させていただきます。

83 ページをお願いします。歳入でございます。

第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金 1 億 7,689 万 1,000 円は、広域連合事務局派遣職員の人件費及び一般事務経費を、構成市町村に負担していただくものでございます。

第 2 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 民生費国庫補助金 9 億 3,751 万 4,000 円は、「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」で、先程「1 総括」でご説明させていただいたように、1,319 万 6,000 円の増を見込んでおります。

次に、第 3 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金 92 万円は、「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」及び「財政調整基金積立金」の預金利子でございます。

84 ページをお願いいたします。

第 4 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 9 億 4,240 万 4,000 円は、保険料軽減策等の実施について、国から交付される財源を繰り入れするものでございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 1,000円、及び次の、第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子 1,000円は、科目存置でございます。

第6款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入 3万9,000円は、臨時職員の雇用保険料自己負担分等であります。

85ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございます。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費 251万6,000円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。

86ページをお願いします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 1億7,353万3,000円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。

なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、93ページから95ページまでをご参照下さい。

戻っていただきまして、88ページをお開き願います。

一般管理費の主なものとしましては、事務局事務所の借上げ等に係る、14節 使用料及び賃借料 1,702万5,000円、及び、派遣職員の給与等に係る、19節 負担金補助及び交付金 1億3,115万円でございます。

89ページをお願いします。

第2目 公平委員会費 4万1,000円は、公平委員会の運営に要する諸経費でございます。

第3目 財政調整基金費 12万円は、財政調整基金の運用益を、基金に積み立てるものでございます。

90ページをお開き願います。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費 6万5,000円は、選挙管理委員会事務に要する諸経費、第2目 広域連合議会議員選挙費 1万円は、広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。なお、広域連合長選挙費は、廃目としております。

91ページをお願いします。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費 16万7,000円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。

第3款 民生費、第1項 老人福祉費、第1目 後期高齢者医療費 9億3,831万4,000円は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用益を基金に積み立てるものでございます。

92 ページをお開き願います。

第4款 公債費、第1項 公債費、第1目 利子 10 万円は、一時借入金利子を計上してございます。

第5款 諸支出金、第1項 特別会計繰出金、第1目 特別会計繰出金 9 億 4,240 万 4,000 円は、保険料軽減策等の実施に伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を特別会計へ繰り出すものでございます。

第6款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては、50 万円を計上してございます。

続きまして、98 ページをお開き願います。

議案第 11 号、平成 27 年度特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,328 億 2,584 万 1,000 円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を 100 億円と定めるものでございます。

また、地方自治法第 220 条 第 2 項ただし書きの規定によりまして、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。

予算の内容につきましては、99 ページから 102 ページに、「第 1 表 歳入歳出予算」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入歳出予算事項別明細書」によりご説明いたします。

103 ページをお開き願います。まず、予算の概略でございます。

「歳入歳出予算事項別明細書 1 総括」の歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、11 億 9,992 万 6,000 円の増額となっております。

この主な要因は、被保険者数の増にともなう保険給付費の増加分等につきまして、第 1 款 分担金及び負担金から第 4 款 支払基金交付金までの定率負担金等が増加することによるものでございます。

104 ページをお開き願います。歳出でございます。

前年度と比較して 11 億 9,992 万 6,000 円の増額となっております。

主なものといたしまして、第 1 款 総務費で 2,555 万 1,000 円の減額、第 2 款 保険給付費で、12 億 419 万円の増額、第 5 款 保健事業費で 2,189 万 6,000 円の増額となっております。

続きまして、予算の内容の詳細につきまして、目ごとに説明いたします。

105 ページをお開き願います。まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金 218億6,981万9,000円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として4億1,384万9,000円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として79億4,009万円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として105億6,515万9,000円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として29億5,072万1,000円を、それぞれ市町村に負担いただくものでございます。

106ページをお開き願います。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金 316億9,547万9,000円は、医療費に係る国の負担分で、第2目 高額医療費負担金 4億6,565万3,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を、国が負担するものでございます。

第2項 国庫補助金、第1目 保健事業費国庫補助金 5,057万1,000円は、健康診査事業に対して交付されるものですが、前年度の事業実施方法改善により、さらに受診者の増を見込んでございます。

第2目 特別高額医療費共同事業費補助金 1,159万3,000円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金でございます。

第3目 調整交付金 121億4,195万6,000円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図るとともに、保健事業を充実させるために交付を受けるものでございます。

第4目 保険者機能強化事業費補助金 185万6,000円は、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及促進事業等に対して交付を受けるものでございます。

107ページをお願いします。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金 105億6,515万9,000円は、医療費に係る県の法定負担分で、第2目 高額医療費負担金 4億6,565万3,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を、県が負担するものでございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金 537億669万4,000円は、国保及び被用者保険からの保険給付に係る支援金でございます。

第5款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金 3,052万円は、特に高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるため交付されるものでございます。

108 ページをお開き願います。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金 160万円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資の運用益でございます。

第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金 9億4,240万4,000円は、保険料軽減措置等に伴う財源として、第2目 基金繰入金 6億4,934万円は、保険料率抑制に伴う医療費不足分を、基金から繰り入れるものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、科目存置として、1,000円を計上しております。

109 ページをお願いします。

第9款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金 1,000円、及び次の、第2目加算金 1,000円は、科目存置でございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子 200万円は、歳計現金の預金利子でございます。

第3項 雑入、第1目 第三者納付金 1億6,878万円は、交通事故等における保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付をしていただくものでございます。

第2目 返納金 5,676万円は、不当利得の返納金でございます。

第3目 雑入には、科目存置として、1,000円を計上してございます。

110 ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 4億2,123万4,000円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。主なものは、13節 委託料で、電子計算機システム運用委託料、保険給付に係るレセプト点検委託料、111 ページをお願いします。

レセプトの電子データの保管を行う画像処理業務委託料、レセプトの資格・給付確認並びに統計資料作成等を行う保険者事務執行業務委託料などに3億1,758万9,000円、14節 使用料及び賃借料で、電算処理の標準システム及び市町村に配置した電子計算機器等の借上料等といたしまして、5,902万7,000円を計上してございます。

112 ページをお開き願います。

第2項 賦課徴収費、第1目 賦課徴収費 33万9,000円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費でございます。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費 1,281億5,400万円は、医科、歯科、調剤、食事生活療養費、訪問看護に係る保険給付でございます。

第2目 療養費 19億6,600万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま、マッサージ等に係る保険給付でございます。

第3目 審査支払手数料 3億416万6,000円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。

113 ページをお願いします。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費 11億1,300万円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第2目 高額介護合算療養費 1億6,500万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費 2億9,250万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行うものでございます。

第4項 その他医療費、第1目 その他医療費 120万円は、災害で被災された方等の一部負担金等の減免に伴うものでございます。

114 ページをお開き願います。

第3款 財政安定化基金拠出金、第1項 財政安定化基金拠出金、第1目 財政安定化基金拠出金 5,626万3,000円は、後期高齢者医療制度の保険料徴収率の低下や医療費の急増による財源不足に備えるために和歌山県に設置されている同基金への拠出金でございます。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金 3,895万4,000円は、歳入のところでご説明いたしました、特に高額な医療費に全国の広域連合が共同で取り組む「特別高額医療費共同事業」に拠出するものでございます。また、その事務費として、第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 8万4,000円を拠出することにしております。

115 ページをお願いします。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費 2億7,380万円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。主なものは、13節 委託料で、健康診査実施医療機関への健診、受診者データの管理を委託するための経費として2億1,777万4,000円を計上いたしております。

また、19節 負担金補助及び交付金には、「人間ドック等補助金」3,500万円を計上しております。なお、肺炎球菌ワクチン接種補助金につきましては、平成26年10月からの国の定期接種化にともない廃止いたしております。

第6款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金 160万円は、同基金の運用益を積み立てるものでございます。

116ページをお開き願います。

第7款 公債費、第1項 公債費、第1目 利子 600万円は、一時借入金の利子でございます。

第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金1,100万円は、保険料の過誤納に伴う還付金として市町村に交付するものでございます。

第2目 償還金には、科目存置として、1,000円を計上しております。

第3目 還付加算金は、70万円を計上してございます。

第9款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては、前年度と同様2,000万円を計上してございます。

なお、議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」につきましては、先ほど連合長からご説明いただいた通りでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

[午後14時28分休憩]

[午後14時42分再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっている13件のうち、まず日程第5、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。着席のままお願いをいたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立多数であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第1号「平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が7,578万8,000円の減というようになっておりますが、どうして減になったのかご説明をお願いいたします。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 事務局長の高橋でございます。

12番、東芝議員のご質疑にお答えいたします。

後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が減額になった理由ですが、先ほど、補足説明の中でもご説明させていただきましたように、交付金の交付決定による減額でございます。

本交付金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の積み立てのために、交付されます。

交付決定額につきましては、国において、基金の残額および取崩の状況を踏まえ、調整されるものでございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 減の理由はわかりました。それでは、その実績について、この減によって後期高齢者医療の関係で、特例の減額措置に関してですが、9割、8.5割、それから所得割の減額、それから被扶養者であった方の減額というのが中身なんです、それぞれの人数と保険者に占める%、わかればご説明ください。

○議長 業務課課長補佐、海堀邦光君。

〔業務課長補佐 海堀邦光君 登壇〕

○業務課長補佐 業務課長補佐の海堀でございます。

ただ今の東芝議員のご質疑にお答えいたします。

まず、平成26年度の減額の状況でございます。1月末現在の状況で所得割軽減の方が1万5,316人、9.82%、9割軽減の方が3万8,918人、24.95%、8.5割軽減の方が2万8,579人、18.32%、5割軽減の方が1万1,331人、7.26%、被扶養者軽減の9割の方が1万8,243人、11.70%、2割軽減の方が1万508人、6.74%でございます。以上でございます。



○議長 12番、東芝弘明君

○東芝議員 それでは、この制度があと2年で廃止されるということで、9割軽減、8.5割軽減、所得割の5割軽減、それから被扶養者の軽減がなくなるということですが、この軽減者の中には、和歌山県の場合も重複している方がいらっしゃいます。それで、この特例の軽減措置がなくなる場合に、1月末現在で重複を除いた人数というのは何人になって何%になるのかご説明ください。

○議長 事務局次長、伊都勇次君。

[事務局次長 伊都勇次君 登壇]

○事務局次長 次長の伊都でございます。ただ今の東芝議員の再質疑にお答えいたします。

本年度のデータを使いまして、27年度分として試算してございます。均等割所得分で8万5,010人、7億5,500万、所得割の特例分として1万5,200名、1億8,100万程度とまずこのように試算してございます。ただ、システムの検算できませんので、重複の方は今のところわかってございません。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第2号「平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 30ページ、31ページに関わってですが、この歳入歳出全般に関わってお尋ねをしたいと思うんです。今回は最終補正ということですが、この保険給付の方は最終確定というか、見通しが予算上は出ておりませんので、全体の会計というのは、この補正だけではわかりにくいんですけども、平成26年度に保険料の改定が行われました。

その結果、現在の会計の推移というのはどういう状況になっているのか、決算を打った時点でどれくらいの繰越金が見込まれる予定なのか、そういうことも含めてわかればお答えをいただきたいと思います。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

[事務局長 高橋久晴君 登壇]

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えいたします。

一般的な会計の推移ということでございますが、特別会計には、後期高齢者医療制度の運営に係る経費を計上してございます。

平成26年度の特別会計の予算につきましては、26年4月1日施行の保険料の改定を踏まえて、編成いたしました。その後、昨年7月の定例会において、可決いただいた補正予算におきまして、前年度の国庫支出金等の精算に伴う予算措置を行ってございます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、議案の補足説明でも説明させていただきましたが、主な内容の一つは、保険基盤安定制度負担金の確定、もう一つは、歳出予算の減額に伴う後期高齢者医療給付費準備基金繰入金の減額となり、保険料の不足分が減少した形となっております。

なお、保険給付費の予算の執行につきましては、1月及び2月の診療に係る療養給付費が未定でございますが、予算の範囲内で、適正に執行できるものと考えてございます。

決算見込みについては、まだ正確なものは計算いたしてございません。以上です。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 過去の例でいいましたら割とお金残ってきたんですね。

それで、今の時点では今年の見通しというのは、まだ全く給付との関係で立たないということでしょうか。

○議長 事務局次長、橋本勝志君。

[事務局次長 橋本勝志君 登壇]

○事務局次長 次長の橋本です。東芝議員の再質疑にお答えします。

補正予算でもあるんですけども、本年度の、今お話しされてる準備金の問題だと思うんですけども、本年度は、当初の26年度27年度の保険料の改定時期に準備基金を平成26年27年で18億円を計上しております。その結果なんですけども、本年度においては、2億100万余りの準備金の積立と、これは25年度の決算において出た分ですけども、あと、26年度で準備金の取り崩しは、6億9,400万余りを取り崩しを予定しております。その結果、26年度末の決算の数字の準備金なんですけども、予定なんですけ

ども、約 17 億 3,000 万くらいが残ってございます。以上です。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

○議長 これより、議案第 2 号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 8、議案第 3 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩をいたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 3 号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 9、議案第 4 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 39 ページをご覧ください。今回の条例改正の中に、マイナンバー制度の、この番号法による特定個人情報の適切な取扱いの確保という言葉が入っておりますが、今後この番号法に基づいてどのような事務がおこってくるのかご説明ください。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 事務局長の高橋でございます。

12番、東芝議員のご質疑にお答えいたします。

今後どのようなものになるのかということについてでございます。番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行う制度となっております。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものであるということで認識いたしております。今後は、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られまして、ITを活用することにより、添付書類が不要となること等、被保険者の利便性が向上されることになると考えてございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 この広域連合でマイナンバー制度の活用といったときに、もう少し具体的に、今予定されている点でいえば広域連合のもとにどういう情報が個人情報として寄せられてマイナンバー制度のもとで活用されるのかということも、少し踏み込んでご答弁ください。

○議長 総務課長、一岡真成君。

〔総務課長 一岡真成君 登壇〕

○総務課長 総務課長、一岡でございます。

12番、東芝議員のご質疑にお答えいたします。

番号法の関係の、マイナンバーの具体的な利用方法ということでございますが、番号法は行政機関等が効率的な情報管理と迅速な情報の授受にマイナンバーを用いることで行政運営の効率化や国民の利便性の向上を図ることを目的としております。

後期高齢者医療保険におきましては、市町村が管理いたしております住所情報、または税情報等と、保険者が管理いたしております資格情報をマイナンバーで紐付するなど、資格管理、所得情報管理等における電算上の利用を想定してございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 市町村の、例えば国保であれば被保険者の医療情報をもうすぐで見れるようになってまして、個人の病歴が全部把握できるというところまできてるんですが、広域連合の場合はこういうふうなことにはまだなっていないのでしょうか。

○議長 総務課長、一岡真成君。

〔総務課長 一岡真成君 登壇〕

○総務課長 東芝議員のご質疑にお答えいたします。

番号法の関係で、おそらく医療機関等での利用とか、医療情報の利用というようなこととかご理解させていただきましたけども、番号法附則では施行後3年を目途といたしまして、法律の施行状況を勘案し、マイナンバーの利用範囲の拡大や情報提供ネットワークシステムを利用した特定の個人情報の提供範囲の拡大について、検討を行いまして、必要があると認める時は、国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされております。

現在ですけども、国は医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会を設置いたしまして、マイナンバー等の医療機関等における利用について議論を重ねているところでございますので、広域連合といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

○議長 質疑の通告がありますので、発言を許可します。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 12番、71ページですが、ちょっとこの条例案はよくわからなかったので通告をさせていただいたんですけども、現在もう既に被扶養者の方については10分の9ということで、9割軽減がなされていたのではないかなと、ということであれば今回の条例改正というのはどういうものなのかということをご説明いただきたいと思えます。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

[事務局長 高橋久晴君 登壇]

○事務局長 事務局長の高橋でございます。

東芝議員のご質疑にお答えいたします。

臨時の特例措置でございまして、年度毎になされることが決まる、それを条例でうけてございまして、平成26年度において条例を改正して、附則で実施の日にちを謳っておりますので、平成27年度も引き続き行われるということが通知としてまいりましたので、条例の改正の手続きを皆様にご審議いただくということでございます。以上でございます。

○議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第14、議案第9号「和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、議案第10号「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 83 ページをご覧ください。

引き続き、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金に関わってなんですが、今度はですね、どれだけの負担増になるのかということをも事例に基づいてお答えいただきたいと思います。和歌山県の広域連合のホームページに被保険者一人世帯の場合の保険料についての計算式がありまして、それが表になってます。80 万円、160 万円、170 万円、200 万円、210 万円、220 万円ということで、現在の保険料の合計ということで年間の保険料額がこの事例に沿って表示をされておりますが、特例がなくなった場合にどれだけの保険料アップになるのかということをもこの表に基づいてご説明ください。

○議長 事務局次長、伊都勇次君。

〔事務局次長 伊都勇次君 登壇〕

○事務局次長 東芝議員のご質疑にお答えいたします。

特例軽減の廃止で保険料はいくらになるかということでございますが、9 割軽減が 7 割軽減になる方で年間保険料が 4,000 円から 1 万 3,400 円に、8.5 割軽減が 7 割軽減になる方は年間保険料が 9,700 円から 1 万 3,400 円になります。以上でございます。

○議長 12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 この表で説明をいただきましたんですけども、確かに 9 割軽減と 8.5 割はそうなるんですけども、同時にこの 8.5 割軽減から 210 万円くらいまではですかね、所得割の 5 割軽減もありまして、これも同時になくなるということですよ。それで言いましたら、80 万円の方が 4,400 円が 1 万 3,419 円、端数が切り捨てられるということで 1 万 3,400 円ですか。160 万円の年金の場合は 9,700 円が 1 万 9,403 円、170 万円の場合が 2 万 9,600 円、これが 3 万 6,867 円、それから 200 万円の方が 5 万 5,800 円が 7 万 5,892 円、それから 210 万円の方が 6 万 100 円が 8 万 4,467 円、特例の保険料の軽減がなくなったらこれだけの負担量になるんですよ。ですから、予算にも明らかなおお、どれだけの金額がなくなるかということと 9 億 3,700 万円というお金がですね、被保険者の方にかかってくる訳でしょ。しかしね、今大事なのは、この制度まだ実現してないんですよ。全国各地の広域連合で今まさにこの問題が議論されて、本気になってこの負担増を避けようと思ったら意見書を上げるべきだったんです。こんな大それた負担を 2 年後に、半数以上の 6 割超えてるんですけど、6 割以上の被保険者に本当にかけていいのかということが問われてると思うんです。それで、連合長にお尋ねしますけども、私はこの 9 割軽減とか 8.5 割軽減という特例の軽減措置があって初めて後期高齢者の医



療制度っていうのは維持されてきたと、この制度がなくなったら大変なことになるというふうに思うんです。この制度の存続、求めるべきではありませんか。いかがですか。

○議長 広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 保険料特例軽減につきましては、制度施行にあたりまして、激変緩和の観点から特例として実施されているもので、今回の見直しの動きは、医療保険制度改革のなかで、世代間及び世代内の公平性の観点から、「高齢者の医療の確保に関する法律」の本則に戻そうとするものでございます。

しかしながら、この見直しは高齢者にとって負担増となるものでございますので、広域連合といたしましては、これまでの意見、要望においても、現行制度の継続を求めてきたものでございます。

今後のプログラム法にもとづく改革の中で見直しが避けられないのであれば、高齢者の生活に急激な負担とならないように段階的な見直しを行うなど、見直しの時期およびその方法について、十分な配慮が必要なものと考えてございます。以上です。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 現時点で、いま国会にまさにかかろうとしている段階ですよね。案が出された段階で、和歌山県の広域連合はもう旗おろすんですか。今までは存続を求めてたのに、激変緩和措置をしていただきたいということで、掲げてた旗をもうおろすというのが今の答弁だったと思うんですが、今の時点では存続を求めるということが問われてる態度ではないんですか。いかがですか。

○議長 広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 私どもとしては、これまでの存続を求めていきたいという考えは変わってございません。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 16、議案第 11 号「平成 27 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 まとめて質問をさせていただきます。105 ページの保険料負担のところでは被保険者の伸び、お答えをください。それと合わせて、被保険者の中には医療の一部負担については 1 割負担の方と 3 割負担の方がいらっしゃいます。それぞれの人数もわかればお答えください。これが一点です。それから 112 ページですが、療養給付費のところでは、昨年と比べて 12 億 6,232 万 5,000 円という伸びをみてるということですが、伸びる要因についてご説明をください。それから、高額療養費のところでは、113 ページですけども、これは積算の根拠をご説明いただきたいというふうに思います。115 ページの健康診査費のところですが、これは積算の根拠と今年度の実績、それから伸びるということで 2,189 万 6,000 円予算を伸ばしておりますが、この伸びるという予想の要因ですね、それも合わせてご説明をいただきたいといます。それと、実は広域連合、全国の中でも健康診査については無料の広域連合がいくつもございます。例えば和歌山県とよく似ている高知県、それから大阪府、それから兵庫県、こういうところは無料で健康診査を受けることができるということですが、和歌山県の広域連合で健診を無料にするためにはどれくらい予算的なお金が必要なのか、わかればご説明をいただきたいといます。それと、お医者さんの方の意見ではですね、後期高齢者の方々っていうのは病気を持っている方が多くて、現在の健康診査の項目ではあんまり健康診査しても意味がないと、もうすでにそういう状況を把握してるよという意見がございます。全国みましたら、和歌山県の健康診査よりも充実している健診を行っているところもいくつもあります。健康診査の項目について見直す考えがあるかどうか、お答えをいただきたいといます。以上です。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12 番、東芝弘明議員のご質疑にお答えします。

何点かございました。まず被保険者の伸び、療養給付費が伸びる要因でございます。

まず一点目、被保険者の伸びと療養給付費の伸びる要因についてでございますが、被

保険者数は、各市町村から年齢別人口表の提供を受けまして、本年度の74歳人口をもとに平成27年度における年齢到達者数を推計するとともに、過去の実績から転入等による資格取得や死亡・転出等による資格喪失を加味して推計いたしております。その結果、平成27年度の平均被保険者数は15万2,400人となり、平成26年度の平均見込みに対し、約1.6%の増と見込んでございます。次に「療養給付費が伸びる要因」につきましては、「被保険者数」の増加に加え、医療の高度化による「年間一人当たりの給付額」の増加も影響があるものと考えてございます。

次、1割負担、3割負担の人数と高額療養費の積算根拠ということでございますが、負担割合の実績を基に、1割負担者を14万6,500人、96.1%、3割負担者を5,900人、3.9%で計15万2,400人と見込んでございます。

高額療養費の積算根拠につきましては、平成24・25年度の給付実績と平成26年度の給付見込をもとに、平成27年度の高額療養費の給付額を推計してございます。

平成27年度当初予算は、平成26年度の給付実績見込額10億9,500万円に、被保険者数の伸び分として約1.6%相当額1,800万円を加え、11億1,300万円を予算計上してございます。

次に、健診の実績です。健康診査で受診票の配布によってどれだけ改善したのか、予算の積算根拠についてでございますけれども、健康診査については、被保険者の方が、より受診しやすいように今年度から対象者全員に受診券を送付する方法に変更したところでございます。以前の、申し込みをいちいちしてもらおうという体制でも問い合わせがたくさんございましたけれども、今回方式が変わったということで問い合わせもやっぱりございました。電話で詳しく説明いたしますと納得して、受診をするよということで行っていた方もございます。その受診状況でございますが、直近平成26年12月分までの累計で比較いたしますと、昨年度の4,881人に対しまして本年度は1万603人、受診者数は2倍余りの増加となっております。年間累計につきましても昨年度の8,016人に対し本年度は1万7,000人の方の受診が見込まれ、新しい受診方法による受診率の改善効果が見られます。

平成27年度予算の積算につきましては、受診者数は平成26年度の実績見込1万7,000人に対し5割増しの2万5,000人を見込んでおります。総事業費は2億3,865万、前年度総事業費2億1,369万4,000円に対し、1.17%の伸びとなっております。

伸びる要因は、先ほどからご説明申しあげているとおり、手続きの簡便化、それが浸透していったということかと存じております。

それと健診を無料化するとどれだけの予算になるかということについてでございますが、被保険者の方に自己負担いただいている 600 円を無料化するには、平成 27 年度受診を見込んでおります 2 万 5,000 人を乗じた 1,500 万円が必要となります。

次に健診項目の改善について、健診項目に関して国保等で実施されている特定健診の項目からメタボリック症候群に関わる腹囲計測のみを除いた内容で今実施しているわけですが、体重の減少や低栄養、筋力低下が虚弱体質をもたらし、口腔機能の低下で誤嚥性肺炎を発症するリスクが増加するという高齢者の特性について専門家からの指摘もあり、また、本広域連合においても医療従事者や被保険者の方、市役所保健師の方など、各方面から年齢特性を考慮した健診科目の設定について、ご意見やご要望をいただいているところでございます。

年齢特性に応じた健康診査のあり方については、国も重要な課題と認識しておりまして、平成 27 年度から老年医学や公衆衛生等の専門家による科学的な健診内容の検討を行い、その結果を踏まえて保健内容や実施体制、健診内容や実施体制について議論されていると聞いております。

本広域連合といたしましても、国の動向にも十分注視しながら、財源の確保、これが大切でございます、高齢者に適した効果的な、効率的な健康診査のあり方を研究しているところでございます。以上でございます。

○議長 12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 はい、わかりました。健康診査に絞ってお尋ねをしますが、私の方も受診票を全員に送付せよということで一般質問をさせていただいた関係もあって、4,881 人が 1 万 603 人になったというのは非常に喜ばしい結果だなというふうに思います。全体が 14 万人を超えてますから、まだ微々たるものだと思いますが、2 万 5,000 人という予算の積算が実現するようにしていただきたいと、そのためにも健診項目の改善を図っていただきたいというふうに思います。一点お尋ねしたいのは、全国の後期高齢者の広域連合で健康診査を無料にしている広域連合が一体いくつあるのかっていうのは、ぜひとも調べていただいて、どういう状況になってるのかということ資料化していただきたいと、ちょっと要望めいたものでございますが、そういうことを資料化することと合わせて無料化を検討する考えがあるかどうか、連合長お答えください。

○議長 広域連合長、田岡実千年君。

〔広域連合長 田岡実千年君 登壇〕

○広域連合長 少し調べまして、検討させていただきたいと思います。

○議長 東芝議員よろしいですか。

以上で通告による質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対討論、12番、東芝弘明議員。

○東芝議員 平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に対する反対討論を行います。一般会計と特別会計は後期高齢者医療制度の一連の会計なので、二つの会計に対する反対討論については特別会計のところで合わせて行います。今年度は、社会保障の制度改悪が目白押しになっている中での予算審議となりました。私は、近未来に予定されている負担増を踏まえて今年度の会計をみる事が問われていると思います。昨年10月15日第82回社会保障審議会医療保険部会は後期高齢者の保険料軽減の特例を平成28年度末で廃止する方針を打ち出し、さらに年明け早々、段階的に廃止する医療制度改革骨子案を発表しました。実施されれば、制度の寿命はあと2年間となります。影響を受ける高齢者は865万人、半数以上の被保険者が2倍3倍の保険料負担を強いられることとなります。軽減特例の廃止によって削減される予算は810億円です。予定されている新成長戦略における法人税減税はマイナス5%で2.5兆円にのびります。税率の1%分は5,000億円、この6分の1の財源を確保すれば負担増は回避できます。8%に増やした消費税増税分は年間で8兆円、810億円を削減すべき財政的根拠はありません。軽減特例の廃止は全く納得のいかない負担増ではありませんか。この理不尽な負担増を止めることがどうしても求められています。平成28年度は保険料が改定される年度であり、29年度は軽減特例の廃止、消費税増税10%が実施されることとなります。頼みの年金は減額が続きます。後期高齢者には連続的な負担増が待っています。自民党と公明党が与党に復帰して実現したのは後期高齢者医療制度の存続であり、多大な負担増だったということです。法人には2.5兆円の減税、高齢者には負担増、これが国民国家の取るべき施策でしょうか。負担増が起こる原因は75歳以上の高齢者を特別の保険制度に囲い込み、高齢者人口が増えるにしたがって医療の負担を実感していただくというこの制度の仕組みそのものにあります。後期高齢者医療制度は時間が経過すればするほど高齢者の負担を強いる許しがたい差別と国民分断の制度であり、廃止すべき制度です。議員はこの制度の矛盾に立ち向かって、高齢者の生活を守るために活動する責任と使命があります。私は今回、質疑の中で、せめて健康診査の内容を充実させ、

負担も無料にして健康状態を少しでも維持できるよう改善を求めました。議員は積極的に予算質疑を行い、様々な制度改善を求めてほしい、そこに住民の代表としての議員の仕事がある。このことを最後に訴えて私の反対討論といたします。

○議長 これですべての討論を終結します。

これより、議案第 11 号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 17、議案第 12 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」質疑・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます

これより、議案第 12 号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第 12 号は、原案に同意することに決しました。

次に、日程第 18、「和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

この選挙は、平成 27 年 3 月 29 日をもって任期が満了する和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の後任について、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより、選挙管理委員会の委員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名いたします。和歌山市秋月 138 番地 岩城茂、和歌山市内原 1321 番地 武田典也、海南市下津町丸田 21 番地の 3 岩崎實、海南市下津町市坪 290 番地 坂口博之、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました 4 人の諸君を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岩城茂君、武田典也君、岩崎實君、坂口博之君、以上 4 人の諸君が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名いたします。なお、補充の順位につきましては、指名の順序により定めたいと思います。和歌山市松島 101 番地 上島勲、海南市阪井 224 番地 64 仲垣内寛、和歌山市加太 1108 番地の 83 藤井賢久、海南市名高 283 番地の 7 朝井郁子、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました 4 人の諸君を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定め、補充の順位は指名の順序のとおり定めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました上島勲君、仲垣内寛君、藤井賢久君、朝井郁子君、以上 4 人の諸君が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第 38 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。

議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、広域連合発展のため、ご精進くださらんことを御願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長　田岡実千年君。

〔広域連合長　田岡実千年君　登壇〕

○広域連合長　閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心に御審議をいただき、提出いたしました諸議案につきまして、いずれも御賛同をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

後期高齢者医療制度は、将来に向けた様々な課題があるため、国の動向を見極めながら、被保険者の方々を第一に考え、慎重に運営に取り組む必要があります。

本日御賛同いただきました諸議案を、今後の後期高齢者医療制度運営に反映するとともに、構成市町村との連携を深めながら、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆様には、健康に十分御留意され、ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長　これにて平成27年2月9日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ご苦勞様でした。

午後3時48分　閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 榎 本 喜 之

署 名 委 員 中 谷 桂 三

署 名 委 員 湊 正 剛